平成２３年（フ）第１３４号
山形県長井市緑町12番３号
破産者　株式会社マルサ黒澤鉄工所
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２５３号
福島市飯坂町字小滝５番地
破産者　株式会社小滝館
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第４７３号
東京都世田谷区深沢５丁目１番20号
破産者　東海建設株式会社
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９１号
東京都荒川区南千住６丁目２番10号
破産者　有限会社ムトウ
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８４号
金沢市問屋町２丁目102番地
破産者　フイドニー株式会社
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６２号
金沢市駅西本町３丁目18番１号
破産者　西念自動車株式会社
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５７９号
岐阜県郡上市白鳥町中津屋51番地１
破産者　株式会社匠興業
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５８０号
岐阜市日置江１丁目95番地７、住民票上の住所愛知県あま市篠田長堀27番地
破産者　加藤　孝誓
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５７１号
岐阜県関市上之保4585番地
破産者　丸美木材株式会社
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５７２号
岐阜県関市上之保4585番地１
破産者　多治見正季
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１０２号
静岡県浜松市中区西浅田２丁目２番18号　ビジネスパーク西浅田Ｃ―20
破産者　株式会社ゴダイコーポレーション
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６１４号
京都市中京区河原町通三条下ル東入北車屋町267番地佐野ビル１階
破産者　有限会社Ｅｏｍｉｓｅ
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
愛媛県上浮穴郡久万高原町西明神535番地14
破産者　愛媛運送株式会社
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９号
福岡県筑後市大字高江162番地
破産者　合同会社ユーアイ
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第８２号
鹿児島県鹿屋市上谷町32番19号　フレグランスハマサキ１―101号
破産者　福薗　好文
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第４２８号
沖縄県豊見城市字名嘉地108番地
破産者　株式会社宝土建
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１８号
千葉県松戸市上本郷3071番地　ヴィヴレ上本郷104号
破産者　森川　益義
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６６号
千葉県松戸市南花島１丁目６番地の１　ファミール松戸グランデージⅡ101号室
破産者　稲坂　　鈞
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第９５号
千葉県松戸市東平賀547番地の13
破産者　佐々木多美子
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３６７号
千葉県松戸市古ケ崎３丁目3347番地の14
破産者　有限会社アーバンランドシステム
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４１８号
千葉県柏市北柏３丁目18番地15　ハッピーマンション201号
破産者　成嶋　義男
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４６８号
山形県山形市三日町２丁目１番48号
破産者　アベ・エコシステム株式会社
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係